,	71	『生力側看 (関係所有におけるア昇編成週程 Cの検討を米める提条)									
	管理番号	提案 区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
2		B 地方に対する 規制緩和		地域医療介護総合確保基金の地域事情に応じた要件緩和	地域医療介護総合確保基金の介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業において対象となる専門職の要件緩和を求める	当該基金が目的とする医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの 構築を実現するためには、地域自らが、それぞれの地域の実情を踏まえた 柔軟な発程による取組を進めることが重要であるが、現在、基金の対象と なる事業については、国が示す事業メニューに記載されたものに限られて いるため、地域の実情を踏まえた取り組みに支障をきたしている。 市町村が実施する地域ケア会議において、個別のケアマネジメント支援が 重要であることから、その構成員として、作業療法士、理学療法士、言語聴 覚士に加え、管理栄養士・御料衛生士なども参加しており、地域課題への 解決にはこれらの有資格者が必要不可欠であるが、介護予防の推進して する指導者育成に係る事業の補助対象となる専門職の要件として管理栄 養土、歯科衛生士が対象外となっているため、必要な人材の確保に支障 が生じている。 今後、ますます高齢者が増えていく状況を鑑みると、有資格者の確保の必 要性が増していくと考える。	指導者育成事業が可能となる。本基金の活用範囲が広がることで、地域に おける専門職が充実し、個別のケアマネジメントとして、全てのケースにつ いて多職種協働により自立に資する適切なケアブランを作成することがで きる。	・地域医療介護報 ・地域医療企管理運 ・地域でが保証 ・地域で介護の経 ・機力で ・地域で ・地域で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	厚生労働省	宫崎県	
3		B 地方に対する 規制緩和		放課後児童クラブ開所日数要件の緩和	以上の開所日数要件を見直し、運営実態に即した基準にする。	放課後児童健全育成事業の運営費は、子ども・子育て交付金より交付されており、その補助要件の中で放課後児童クラブの開所日数は2450日以上であることが規定されている。しかしながら、平成28年度の平日の日数は24日であり、平日だけの開所の場合、補助要件を満たすことができない。本市では、土日に放課後児童クラブを利用する家庭が少なく、放課児童クラブのプローズが低いため、平日(月〜金)開所しているクラブが大半で、必要に応じて土曜日に保育を実施している。しかしながら、警報やインフルエンザなどにより、やむを得ず休所扱いとなる日もあり、補助基準の250日以上を満たすために、ニーズの低い日にも無理に開所するといったことが生じている。また、現行の要件では、250日以上の開所の場合と、200日〜249日 即開所の場合で、補助基準額に大きな差があり、200日開所の場合と249日開所の場合で、補助基本額に大きな差があり、200日開所の場合と1313年(平成25年)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	助要件を見直すことにより、実態に即した運営を実施することができる。 放課後子ども総合プランでは、平成31年度末までに約30万人分の放課後 児童クラブを新たに整備することとされており、実態に即した補助要件に見 直すことで、限られた人材を有効に配置し、放課後児童クラブを増設するこ とができる。	育成事業の設備及 び運営に関する基 準(平成二十六年	内閣府、厚生労働省	中津川市	

	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
福大香島長県府市県市県市	○個別のケアマネジメントとして、全てのケースについて自立に資する適切なケアブランを作成するためには、地域における多職種協働とそれに携わる専門職の資質の向上が必要である。そのため、介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業の補助対象となる専門職を限定せず、たけ、おは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	○「介護予防の推進に資するOT.PT.ST指導者育成事業」については、都道府県単位のリハビリテーション関連団体が、OT、PT、STに対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に対し助成するとしている。 ○管理栄養士、歯科衛生士へ対象を拡大することについては、引き続き検討して参りたい。
越阜橋敷島市、市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	○本市では一部の地域において土曜日の利用者がほとんどなく、必要に応じて開所している。現行の要件である250日以上を満たすためには一人も来ないことがわかっている日でも支援員を2人配置して開所しなければならず、実態に即しているとは言えない状況である。○年間の平日の日数が250日未満であることにより、250日以上の開所要件が支障事例となっていることについては、提案団体と同様。○本市においても補助要件を満たすため、毎月第1土曜日に開設している。各クラブの規模にもよるが、土曜日の開設はニーズが低いのが実情であるため、制度改正を望む。○本市では、土曜日については一部の放課後児童クラブを開設する拠点方式を取っている。補助対象は支援単位ごとであるので、クラブによっては補助要件を満たきない支援単位が発生している。 ○本市では、土曜日に沈謀後児童クラブを利用する家庭が少ないので、毎週土曜日に放課後児童クラブを利用する家庭のために、2か所に集約して土曜日に今軍保育を実施している現状である。また、利用者のニーズは平日(月〜金)の利用が大半であり、各児童クラブで制作と集団の開設については、土曜日の学校行事があった際に保護者の希望を聞いて開設しているため、補助基準の250日以上を満たすり、重クラブは少ないのが現状である。これにより、補助基準の要件については、平日の開設日数に基づいた日数に見直しをすること。○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	後児童クラブの開所日数の実態等を参考に、おおむね平日の授業日に学校の長期休暇日を加えた日数により定めたものである。また、実態として平成29年放課後児童健全育成事業の実施状況調査において、250日以上開所しているクラブは、全体の約95%となっている。「子ども・子育で支援交付金交付要網」に基づく放課後児童健全育成事業への補助の額は、「放課後児童健全育成事業への設備及び運営に関する基準」も踏まえ、250日以上開所する場合に必要と考えられる額により設定しており、250日に満たないクラブに対して同じ額を適用することは適当でないと考えている。なお、土曜日や休日等、利用者のニーズがないクラブの場合には、特例措置として200日以上の開所でも放課後児童健全育成事業の補助対象としている。

14.	上刀 財 日 (内)	いり目にのいうの	17 开州1000111111111111111111111111111111111	(の快討を氷める徒条)		<u> </u>				
	提到	ミ区分								
管理番号		分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
45	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉			構築を実現するためには、地域自らが、それぞれの地域の実情を踏まえた 柔軟な発想による取組を進めることが重要であるが、現在、基金の対象と	また、本基金の活用範囲が広がることで、地域における専門職が充実し、多職種協働によるケアブランの作成が可能になるなど、より自立に資する個別のケアマネジメントができるようになる。	地域医療介護理を療介護理を原介護理を原金管への経済を持ている総合における総合における総合における総合における総合におけるのでは、おけるのでは、おけるのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	厚生労働省	九州地方知 事会	宮崎県提案分地方創生
157	B 地方に対する 規制緩和	環境・衛生	業の拡充 「補助対象管種に劣化して耐震性がない 小口径鋼管を追加」 (参考) 補助対象は現在使用	設耐震化等交付金(水道管路緊急改善事業)において、現在布設している800mm未満の小口径鋼管は補助対象外であるが、継手部が腐食し易く。経年劣化により耐震性が無くなっているため、耐震性のある管種に交換す		ることができる。		厚生労働省	奈良県	(参考資料) 水道善事業の拡 充

	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	回答欄(各府省)
団体名	支障事例	四合物(古沙爾)
福香島長崎市市	○個別のケアマネジメントとして、全てのケースについて自立に資する適切なケアブランを作成するためには、地域における多職種協働とそれに携わる専門職の資質の向上が必要である。そのため、介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業の補助対象となる専門職を限定せず、多職種に広げるべきと考える。 の高齢者の自立支援・小護予防には、理学療法士などのリハビリ専門職のみならず、管理栄養士や歯科衛生士など多職種が連携して取り組む必要があることから、総合確保基金の事業メニューである介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業の対象職種の拡大の提案に賛同する。 の地域包括ケアシステム構築において多職種協働は必須であり、当市においても管理栄養士や歯科衛生士は、介護予防事業をはじめ地域ケア会議への参加など適切なマネジメントの検討には重要な構成員である。また、今後は高齢者の自立支援・重症化防止の観点からも虚弱(フレイル)対策として栄養・口腔面での介入は大切であり、介護予防の推進にもつながるため質の高い人材の育成と確保が求められる。以上のことから、当該基金の事業対象要件を緩和し、地域の実情に応じた柔軟な活用ができる制度とする必要がある。	して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に対し助成するとしている。 〇管理栄養士、歯科衛生士へ対象を拡大することについては、引き続き検討して参りたい。
丹島 県 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	○本市におけるゆ800mm未満の溶接鋼管は、基幹管路の中でも最重要管路に採用されており、主要国道や鉄道の下越しなど特殊部にも採用されていることから、 測水などの事故時には市民生活や経済に大きな影響があるものと想定される。しかしながら、これらの量重要管路の多くが法定耐用年数40年を超過又はまきなく超 過してくる予定である。これら重要管路の更新費用は当前の将来の水道の安定給水の愛大の課題となっていることから、。の度のゆ800mm未満の鋼管を指助対 象として求めることは、地方都市の水道経営において、将来の安定給水には大変有効なものと考え賛同するもの。 の網管については、電食を受けやすく、錆が発生する可能性も高く老朽管筋の更新が必要となるので補助の対象としていただきたい。 ○本用では、水道管路祭金改善事業の交付対象外である配大支管はもとより、鋼管やポリエテレン管などが多く布設されており、近年、交付対象外の老朽管の破損 による所水が発生している。 ○当市においても、現在布設している小口径鋼管は、継手部を溶接している構造であり、腐食による温水率故が頻繁に起こっているため、これに伴う所水・濁水により住民生活への影響を及ほしている。 いき用においても、現在布設している、加えて、当該を朽管路の更新は多大な費用が掛かるため大きな問題となっている。 ○本市の基幹管路(海外・送水・耐水管の400以上)は、平成28年度末現在総選長326.3kmあり、このうち、鋼管の占める制合は、延長21.7km(6.7k)となっている。 ○本市の基幹管路(海外・送水・耐水管の400以上)は、平成28年度末現在総選長326.3kmあり。このうち、鋼管の占める制合は、延長21.7km(6.7k)となっている。 ○本市の基幹管路(海外・送水・耐水管の400以上)は、平成28年度末現在総選長326.3kmあり。このうち、鋼管の占める制合は、延長21.7km(6.7k)となっている。 ○本の地の機管で、且つ、布設から40年を経過した基幹管路が要とすれば、延長3.8kmとなり、また、中の別まして、水管循の増展となっている。。 「起めていべる変が管で、日の、布設から40年を経過した事等管路が優先されるものと考える。本市でも10年間を図りますが書かまができる。大きでは、南海では大きでは、海路の前端にでは、10年間を図りますがまため、法を関手を関連となっている。 (法幹管路の制度管理・446 は127末) 厚生労働省所管の生活基盤施設耐震・等交付金(水道管路系表改善事等について、10年の制度化を持つている。 (基幹管路の制度管理・446 は127末) 厚生労働省所管の生活基盤施設設置といるので、20年の制度化を行っている。 (基幹管路の制度を対しているが、現場溶接め内面が無塗装もしくは十分な塗装がなされていない場合、経年に伴い腐食・減肉し、耐寒性が低下することが に対したれている。 (法案が開生の表が目と対した質をの書を対した質的の耐寒化を行っている。 (基幹管路の制度管を通りために対した質がの計算をとれていまり、 ・新市においても、法を通りに対した質がの計算ととれているい、19年と構成したどかでも、19年では、19年で	御提案の水道管路緊急改善事業においては、鋳鉄管や石綿セメント管等、耐震性が低い管種であり、法定耐用年数を超過している水道管を緊急的に耐震適合性のある管路へ更新し、大規模地震等の際の断水リスクを減少させることを目的としているところです。 個提案の関管は、耐震性能のある管種と評価されており、また、限られた予算の中で水道施設の耐震化を推進するという観点からも、交付対象とすることは困難です。 このことから、鋼管の管路の更新につきましては、水道料金による整備により御対応いただきますよう、御理解をお願いします。

7-		./hi 日1C0317 &		の快討を氷める掟条) 「						
	提到	区分								
管理			提案事項			制度改正による効果				その他
番号		/\ m7	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	(特記事項)
	区分	分野								
256	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	安心こども基金の実 施期間の延長	安心こども基金の実施期間を延長し2か年事業を認めることによ	保育所等の整備事業については、事業完了まで1年以上かかるものが大 出である。」かも、地元との調整に予定より時間を要する場合や工事費の	期間延長を行うことで、保育所等の整備が促され待機児童の解消につな がる	安心こども基金管 理運営要領、平成	厚生労働省	大阪府、京 お 丘庙	
	796-0-3-0-2-1-0		心が同り足民	り、保育所等の整備を促進す	半である。しかも、地元との調整に予定より時間を要する場合や工事費の 高騰による入札不調などにより予定とおり事業が進捗しないケースが発生	N 40	29年度における保		都府、兵庫県、和歌山	
				వ .	している。しかし、平成29年度の安心こども基金管理運営要領では、保育 所等の整備関係事業の事業実施期限が平成30年3月31日とされており単		育所等の積極的な 整備及び安心こど		県、徳島 県、大阪	
					年度事業しか認められていないため、実施期間を延長し2か年事業を認めるとともに、残高がある場合は、基金を活用した保育所整備を認めてもらい		も基金の取扱いに ついて(事務連絡)		市、神戸 市、関西広	
					たい。また、安心こども基金であれば時機を得た事業実施が可能なため、		2 C (4 1) X E 1 E 1		域連合	
					市町村からも実施期間を延長し2か年事業を求める声があがっている。					

□ 「		
日本前に はなれた。 はなれた。 であることが表現したいない。 を表現したがあったいない。 であることが表現したいない。 であることがままままない。 であることがまままない。 であることが、ままない。 であることがまままない。 であることが、ままない。 であることが、ままない。 であることが、ままない。 であることが、ままない。 であることが、ままない。 であることが、ままない。 であることが、ままない。 であることが、ままない。 できない。 であることが、ままない。 できない。 でいない、 でいない。 でいない。 でいない。 でいない。 でいない。 でいない。 でいない。 でいない。 でいない。 でいない。 でいるい。 でいるい。 でいるい。 でいるい。 でいるい。 でいるい。 でいるい。 でいるい。 でいるい。 でいるい。 でいるい。 でいるい。 でいるい。 でいるい。 でいるい。 でいるい。 でいるい。 でいない。 でいない。 でいない。 でいない。 でいない。 でいない。 でいない。 でいない。 でいない。 でいない。 でいない。 でいない。 でいない	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	回答欄(各府省)
旧台市	団体名 支障事例	
○安心こども基金と同様の補助金制度として、保育所等整備交付金があるが、応募期間がかなり限定されてしまうため、活用しづらい制度となっている。安心こども基金の実施期間が発展されることとなると思われる。 ○認定こども園の整備において関補論事業を活用する場合は文料省、厚労省の両方へ申請する必要があるが、安心とども基金を活用する場合は果への申請だけで売むことから、事業者の事務負担の超滅の面からも事業業を無関の延長が望まれる。 ○安心こども基金による施設整備は、通常の補助事業と異なり、事業の繰り越しができないため、諸事情等により事業が年度内に完了しない場合は、交払っことができないなる必批がある。施設整備補助金と同様、翌年度に繰り越すことができるようになれば、整備期間の制限なく、時機を得た事業実施ができる。 ○基金事業の延長がない場合、それに代わる財政支援が必要となる。 ○安心こども基金が原則単年度事業しか認められておらず、今回募集をかけた整備において活用することができない事例があった。また、国の補助金の内示時期が例年より遅、予算継索の提出に支障が生した。 ○本市では、本年民に列後建構型認定こども国の増収発を実施する計画である。実施にあたり、施設の機能区分に合わせ、保育所等整備文付金、認定こども国施設整備では、次世化背前交支接対策施設整備文付金の申請手続きを進めているころである。幼稚園部分の補助申請については、安心とども基金を活用さることについても検討したが、文中長への縁起しが定められることにより、整備に係る法人の負担が軽減されることが見込まれる。	価合市、 であるが、実際に平成20年度から平成30年度において先行的に「園を整備する予定であるが、安心ことも基金管理意楽領により単純	る。 2か年に及ぶ整備事業についても実施可能となる。

		医区分		ジスロ と外の のた 来/						
管理番号	<u> </u>	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
260	B地方に対する規制緩和	医療・福祉	認可外保育施設に対する補助条件の見直	認可外保育施設の運営費補助等の補助条件の見直し	子ども・子育で支援新制度や待機児童解消加速化プランにより、保育所等整備や人材確保を進めているが、都市部を中心に待機児童は増加しており、今後の潜在需要も見込まれ、きらなる対策が必要な状況である。主たる待機児童対策である「認可保育所等」の整備には一定の期間を要するため、現行の認可保育所等」整備中心の対策だけでは、いくら財源を投入しても待機児童の別に追いつかない状況にある。現在、府内の「認可保育所等」整備中心の対策だけでは、いくら財源を現在、府内の「認可保育所等」整備中心の対策だけでは、いくら財源を現在、府内の「認可保育所等」整備中心の対策だけでは、いくら財源を現在、府内の「認可保育所等」を開始のおない状況にある。現在、府内の「認可保育所等」の利用児童数の10%程度の子どもたちが「認可外保育施設」を利用しており、保護者からは、駅に近い認可外に預けたい、認可外保育施設の利用とですいといった一ズの再もある。しかしながら、認可保育施設に比べ、認可外保育施設の利用よる保育の受け血の確保が機能的に実施できていない状況にある。の受け血の確保が機能的に実施できていない状況にある。とも多くを指しているでは、認可外保育施設の影響を表別でする、認可外保育施設であっても、自治体の責任において「安全確保」のための設備基準を満たす場所へ移転等を希望する場合に、設備基準を満たす土地や物件がない、近隣住民の理解が得られないといった事情により、賃貸の高い保育を提供しているにもかかわらず認可化ができない事例が数生じている。認可外保育施設であっても、自治体の責任において「安全確保」のための措置で来施することは可能であり、このような優良な既存ストックを活用することで、効果的に特権児童を解消することができると考える。例えば、子どものための教育・保育費補助金のうち認可化移行を選支として、必要は経過で表情とない。例外といて、よびの基準を満たしているがの教育・保育施設に対する補助金で対しては、認可化移行を考することができるようにする、安心にども基金については、認可化移行を考するとで、の事との事に対する補助金に対する補助メニューがないため、一定の事外保育施設に対する補助メニューがないため、一定の事外保育施設に対する補助かとこりでもように対しているできるように対しているできるように対していて、定り、対していて、定り、対していて、定り、対していて、定り、対していて、定り、対していて、定しているできるように対している。ではないで、対していて、定しているではない。のからに対しているではない。のがは、対しないではない。のが、対しているではない。のが、対しないではない。のが、対しないでは、対しないではないで、対しているでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	一定の質が確保された認可外保育施設の補助条件の見直しを行うことで活用が進み、待機児童の解消につながる。	安心二ども基金管理連行連接を受ける。とのでは、記念では、記念では、記では、記では、記では、記では、記では、記では、記では、記では、記では、記	内閣府、厚生労働省	大都県県県市市域 下海 医克里克 医克里克氏 医原子氏 医克莱氏 医克莱氏 医克勒曼 医克勒曼 医克勒曼 医克勒曼 医克勒曼 医克勒曼 医克勒曼 医克勒曼	
261	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	公定価格の賃借料加 賃の実勢価格に応じ た改定	保育、特別利用地域型保育、特 定利用地域型保育及び特例保	葉県、東京都、神奈川県)と比較してB地域(大阪府、兵庫県、京都府など) の改定額が低く、実勢価格に応じた改定になっていない。このため、賃借 料の高い大阪では地域によっては(特に都市部)事業者の負担が大きい。 特に、待機児童が多く発生している都市部では、事業者の保育所等の設 置を妨げており、国の「待機児童解消加速化ブラン」に基づく保育の受け皿 確保の支障となっている。		・特別地利特育要算等府特等額差う項8年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3	省	大都県県市市域 液準 化二甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基	

	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	回答欄(各府省)					
団体名	支障事例						
酒船浜高棚板塊	〇本市は地方単独保育事業として認証保育所事業を実施しているが、建物要件や法人としての経済基盤が弱いなどの理由で認可へ移行できずにいる施設もある。また、認可外保育施設は中小企業や個人経営者も多く、認可や認証保育所に移行するにために、整備費用の補助ではなく、まず、財政基盤の強化が必要となる。以上のことから、必ずしも移行を前提としない補助がユューの創設を求める。平成29年4月現在認証保育所 13園 認可外保育施設(認証を除ぐ)20園〇本市においては、市単地事業として認証保育所制度を実施しており、待機児童解消の一翼を担っているが、殆どの施設が認可の設備基準を満たせず認可化移行できない状況であるため、認証保育所制度を継続していくためにも、国の補助制度を見直すことで財政面が安定し、職員や児童の処遇改善が図られると考える。	○現状においては、認可外保育施設が、認可保育圏のみでは受けきることができない保育ニーズに応えている側面があるが、保育の受け血確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所等を増やしていくことが選ましい考えている。 ○このため、認可化移行運営費支援事業等により、認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設に対して支援を行っているところであり、認可化移行を前提としない認可外保育施設を本事業の補助対象とすることについては、対応が困難である。 ○なお、平成30年度予算家においては、本事業の補助基準額の拡充を行うこととしているとととしているところであり、認可の3年度予算家においては、本事業の補助基準額の拡充を行うこととしているところいては、別の補助メニューにより補助の対象となっているので、既存の補助事業も活用いただきたい。					
酒福ひか槻面本宮田島た市市市町町、木県な高箕島新		てまいりたい。					

).	产土	力割有(関係	が省に あいるこ	ア昇裲队迎住で	の検討を求める提案)						
1	理	提 第 区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
2		3 地方に対する 現制緩和	医療・福祉	事業等実施要綱に係	6時間を超え、かつ18時を超え る時間という要件のうち、「1日 6時間を超え」という要件を「1日 5時間を超え」に緩和すること。	【現状】 平成29年3月28日に働き方改革実行計画が閣議決定され、「小1の壁」打 「加に応じた放課後児童クラブの受け皿の確保や、女性の就業の更なる増 加に応じた放課後児童グラブの女体制確保が求められている。 放課後児童健全育成事業(放課後児童グラブ)については、平成27年度に 「子ども・子育て支援制度」が施行され、入所対象児童が小学生6年生まで 拡大された。厚労省の「平成28年放課後児童健全育成事業の実施状況」 によると、平日の終了時刻が19時以降の施設は全体の7.3%である。 【支障事例】 本県内の多くの放課後児童クラブでは、4時間目が12時半近くに終了する ことから概れ3時から開所し、保護者からのニーズに応え、18時から19時 まで5-6時間開所している。特に、川西市や三田市はベットタウンであり 神戸や大阪に通動する者が多いため、放課後児童クラブの開下時間の延長と転りを入いため、放課後児童クラブの開下時間の延長を希望する 声が多い。開所時間の延長に当たっては、指導員の確保が必要だが、指導員が移り、開下時間の延長に当たっては、指導員の確保が必要だが、指導員が表し、限しているため、長時間開所加算を受け賃金等の指導員の存在を入に対応できるよう、「1日6時間を超え」に対応できるよう、「1日6時間を超え」に対応できるよう、「16時間を超え」に対応できるよう、「16時間を超え」に対応できるよう、「16時間を超え」に対応できるよう、「16時間を超え」・三田市・・・施設数:25施設、開所時間:下校(概ね13時)~17時(時間延長19時まで) ・三田市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	女性の就業促進、一億総活躍社会の実現に資することができる。	放成付児費		兵西市府府県県市域庫市、大和徳京関合県、京都阪歌島都西(川田)山 広川田 山 広	

	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
酒ひか野阜根口松賀本市ち、市市県県市県県市県県市は、な長岐島山高佐熊	○本県においても、次のとおり支障事例がある。小学校の授業終了後から19時まで開所している放譲後児童グラブであっても、「6時間皆起える開所の要を解と強させず、長時間間所が最を受けられない。加算を受けているものの、約6分の1の放譲後児童グラブについて、開所時間が12時3の分かに15時間を超えて開所時間だら変によっている。ため、20プラブに登敷のかない小学校区唯一の放譲後児童グラブにあり、今後も安定した経営をしていては、「1日6時間を超え」という要件を、「1日5時間を超え、12は利し、支援を拡充していてとか不可欠である。人を市の学童保育室は概ね13時から開所し、17時までの通常保育と19時までの延長保育を実施している。経昼保育は土曜日除く保育へニーズで開かにより利用と変が増加しており、保育室の過速が必要となっている。。増室に当たっては支援員の確保が必要だが、大学しているため、長時間関所が調を受け資金等の待遇を見直したいが、「平日1日6時間を超え」という要件を、「1日6時間を加えしているため、長時間関所が調を受け資金等の待遇を見直したいが、「平日1日6時間を超え」という要件がネックとなっており、加算を受けることができない。今後とも、疾患者ニーズに対応できるよう、「1日6時間を超え」という要件がネックとなっており、加算を受けが表しているため、見時間関所を超えに関することを希望する。 本市の放展後児童グラブの多くが、平日5時間以上開設しており、要件が極いれば加算に当たることから、児童の安全・安心な居場所づくいが促進される。 の学校の終了が間時で関係で14時から開所のところもあり、開所時間を19時までにしても1日6時間超えとはならず、待遇改善にもつながらない。 の学校の終了が間時で関係で14時から開所のところもあり、開所時間に対しても、関係を受けられないクラブがあるため、単単制度により補助しており、「1日6時間を超え」に終り当時によります。「1日6時間を超え」に終り当時によります。「1日6時間が加速で(1日6時間を超え)に発き当での時間を担かない。「1日6時間が加速で(1日6時間を超え)に発きするで1日6時間を超え、1度1日6時間を超え、1度1日6時間を超え、1度1日6時間を超え、1度1日6時間を超え、1度1日7日6時間が加速で(1日6時間を超え、1を1日7日6時間を超え、1を1日7日6時間が加速では、または、1日8時間が加速で(1日8時間が加速では、または、1日8時間が加速では、18時間が加速では、1日8時間が加速では、1日8時間が加速では、1日8時間を超え、10日8時間を超え、1度1日8時間が加速では、1日8時間を超え、1度1日8時間が加速では、1日8時間が加速では、1日8時間を超え、1度1日8時では、1日8時間を超え、1度1日8時間が加速では、1日8時間を超え、1度1日8時間を超え、1度1日8時であたり、1日8時間を超え、1度1日8時であたり、1日8時間を超え、1度1日8時であたり、1日8時間を超え、1度1日8時であたり、1日8時であたり、1日8時間が加速では、1日8時間が加速では、1日8時間が加速では、1日8時間を超え、10日8時間があり、1日8時間が入り、1日8時間が入り、1日8時間を超え、1日8時間が加速では、1日8時間が、1日8時間が加速では、1日8時間が加速では、1日8時間が加速では、1日8時間が加速では、1日8時間が加速では、1日8時間が加速では、1日8時間が加速では、1日8時間が加速では、1日8時間が加速では、1日8時間が加速では、1日8時間が加速では、1日8時間が、1日8時間が、1日8時間が、1日8時間が、1日8時間が、1日8時間が、1日8時間が、1日8時間が、1月8時間が、1日8時間	

				71 114111	の民間を不の句定案/	1					
		提案	区分								
	号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
		規制緩和	医療・福祉	処遇改善等事業の要件緩和について	を超えて開所する又は開所していること」という要件を、放課後児童クラブの原則開設時間である「3時間を超えて」に緩和すること。	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、平成27年度に「子ども・子育で支援制度」が施行され、入所対象児童が小学生6年生まで拡大された。また平成29年3月に働き方改革集行計画が閣議決定され、「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保や、女性の就業の更なる増加に応じた放課後児童ウラブの参補に保があられている。放課後児童支援員等の処遇改善に当たっては、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」において、職員の賃金の必善に必要な経費を補助しているが、平日につき18時30分を超えて開所する又は開所していることが要件とされており、長時間開所する場合に限られている。【支障事例】 放課後児童支援員は保育士、社会福祉士等の資格が必要とされているため、支援員の確保が困難な放課後児童ウブがあり、潜在的な有資格者を掘り起こすため処遇改善が急務となっているが、場合にの代替職員の総数は33人となっているが、場合にの代替職員の確保が関連への対応必要性等を持の児産で入す体制ではない。そのため、放課後児童支援員等処遇改善等事業の申請を検討したが、「平日につき18時30分を超えて」という要件が満たせず、同要件を要件を満たそうとすると、支援員等に長時間労働を強いることとなるため断念した。	な育成に資することが可能となる。	東学「東学」 東学「東学」 東学、東学、東学、東学、東学、東学、東学、東学、東学、東学、東学、東学、東学、東		兵本府府県県市域東市、大和徳京関合	
30		B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	接モデル事業におけ る補助要件の緩和	いて看護師を雇い上げた際の費 用が補助されるが、看護師は 「必要に応じて派遣を行う」とさ		れ、医療的ケア児に対する保育の提供が促進される。	保育業務のでは、保証のでは、日本ので	厚生労働省	東近江市	

	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
旭ひか田島質崎市たちで、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	○本市では平日15時から18時30分まで開設しているが、参加児童の増加等に伴い支援員の確保が課題となっている。放課後児童支援 負等処遇改善等事業の申請上核らしたが、「平日につき18時30分を超えて」という要件が満たせず断念した。放課後支援員の処遇を改善 することにより人員確保が可能となると考える。 ○平日につき18時30分を超えて開所する又はしていることが要件となっていることなどにより、要件を満たせず申請を断念している市町 が多い。現在申請しているは、1市のみ。 また、18時以降の勤務時間が採用のネックとなり、それが人材確保を困難にしている要因の1つでも支援員等処遇改善等事業における 『平日につき18時30分を超えて開所すること」の要件を満たさないクラブが多数あり、処遇改善に繋がっていない。放課後児童健全育成事 薬の要件が経和されることで、この事業を活用した処遇改善に少し支援員の確保に対し、必要な人員を確保できていないことから、潜在 がな有資格者を握り起こすため処遇改善が必要とされているため、支援員の確保が難しく、必要な人員を確保できていないことから、潜在 的な有資格者を握り起こすため処遇改善が多終となっている。本市でも平成39年度当初において公営施設において欠負が22名あり、そ の欠員を元足させるために年数回採用試験を行っているが、年度中途で退職する職員も多く、いたらこっこの状態である。そこで、職員の 処遇改善を行って、採用試験応募者の増加及び年度中途退職者の削減を図ろうと放課後児童を援置し、動跡シントを組んでいるため、ため、未有心営施設では財験時間を平日時時3の分までとしており、これを削減と見るととし、現状の非常動職員の配置では困難であり、何らかの増員 指置が必要となるため断らした。 ○本市において、18:30以降の利用ニーズは高くない状況になっているが、支援員等の人材確保から処遇改善を図るため、見直しを求 めるもの。	放課後児童支援員等処遇改善等事業は、保育所との開所時間の乖離の縮小や保護者の帰宅時間などを勘案して、放課後児童クラブの開所の時間の延長を推進することも、その目的の一つとしており、要件級和は困難である。なお、平成29年度に新設した放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業は18時30分の要件を課していないため、そちらの活用をご検討いただきたい。
かた市市・州宮町市市・州宮町	○医療的ケアの実施には、医療事故等への対応の課題もあり、医療機関ではない地方公共団体が雇用した職員で実施していくには課題が多い。また、地方公共団体で看護師を雇用することは人材確保の点で難しく、また、急な体みへの対応等のために複数人の勤務体制が必要であるが、業務がないのに雇い上げることは難しく雇用する看護師での対応では安定的な医療的ケアの提供は困難である。医療行為を業としている訪問看護ステーションが活用できるなど、医療事故等への対応(保険加入が可能)にも考慮した体制がとれる補助制度を望む。また、園が終了した後、就学後の対応も必要であり、ライフステージの変化に合わせて、同様のサービスが利用できるような体制整備が必要であり、本補助制度のみでは対応が難しい。(現在、上記対応で障がい福祉施策で対応可能か検討中) ○派遣の必要がない時でも、看護師を確保しておくことは、自治体では難しい。医療的ケアのために看護師を雇用することは常時あるため、「医療的ケアを実施する看護師の配置」への補助事業であると、現在保護者や施設が負担している衛生材料等の負担が経滅され、受け入れ体制の向上につながると考える。 ○当市においても、医療的ケア児の受け入れてはる民間施設があるが、看護師の配置に対して補助金の交付等を行っていないのが現状である。そのため、国庫補助の対象となれば、民間施設があるが、看護師の配置に対して補助金の交付等を行っていないのが現状である。そのため、国庫補助の対象となれば、民間施設があるが、看護師の配置についての負担が経滅され、または看護師の配置が促進され、もって医療的ケア児の受け入れて能施設が増加すると考えるため、貴市の提案に対質するものである。 ○医療的ケア児の保育需要は、今後高まっていくものと予想される。記載事例にあるとおり、派遣ではなく常駐であるべきと考えるため、民僚を関心に関連と解消し、もって一億総活躍社会の実現に賞すると考える。 ○本市では現在、医療的ケア児を保育所等で受け入れている実態になく、地方公共団体に看護師名の配置である。しかしながら、医療技術の進歩等により医療的ケア児を保育所等で受け入れている実態になく、地方公共団体に看護師名の配置である。しかしながら、医療技術の進歩等により医療的ケア児を受け入れたことを決めたがあることや、突発的事象が起こった場合に適切な対応を行うためるは制を整えるべきである。地方公共団体からの派遣だけでは医療的ケア児の受け入れに十分対応できるとは看に適切な対応を行うためは最初を発育が等にているの、一定を対ける形式があることや、実発的事象が起こった場合に適切な対応を行うため保護者が来所して医療的ケアと行うなど、快護者の実施しているのが、対していての受け入れに十分対応できるとは言言しがたく、保育所等へ同じも経験がある。	